

# 介護保険サービス事業者等に対する集団指導の動画制作業務委託に係る仕様書

京都市保健福祉局保健福祉部監査指導課

(担当：池田・西本 TEL：075-222-3553)

## 1 委託業務の概要

(名称) 介護保険サービス事業者等に対する集団指導の動画制作

(委託期間) 契約締結日から令和8年8月31日まで

## 2 委託業務の目的

京都市が、指定、許可の権限を持つ介護保険サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習により指導を行う「集団指導」を動画配信及び資料配布により実施する。

## 3 業務内容

### (1) 動画の制作

ア 動画の内容 PDF又はパワーポイントの資料を画面で表示しながら、音声による講義を行う。

イ 動画の長さ 1本当たり10～20分程度

ウ 本数 30本

エ 仕様 全カラー、ハイビジョン、ステレオ音声

### (2) 動画の撮影及び編集

動画の撮影及び編集の内容は、京都市と協議のうえ、その指示に従うこと。

撮影機材、撮影場所等は、受託者が用意すること。

動画で使用する資料データ及び講義の講師は、京都市から提供する。

### (3) 校正

校正は、動画1本につき1回以上行い、京都市が校了と判断するまで行うこと。

### (4) データの納品

制作した動画に係るデータを京都市監査指導課に納品すること。

納品物は、DVD（mp4形式、片面一層、パッケージ入り）によるものとし、納品数は2枚とする。

データの受渡しに使用する記録媒体（DVD等）は、受託者が用意すること。

納期 令和8年7月末日

(5) 動画の配信

京都市が動画共有サービス (YouTube) へアップロードを行う。

4 提出書類

受託者は、業務完了後に完了報告書を提出すること。

また、必要に応じて、京都市が必要と認める書類を提出すること。

5 支払い方法

完了後一括払い

6 著作権等の取扱い

(1) 成果物についてのすべての著作権は、京都市に帰属する。

(2) 京都市は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しない。

(3) 京都市が、著作物を使用できる期間は無期限とする。

7 特記事項

(1) 秘密の保持

受託者は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 協議による決定

この契約書に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、京都市と受託者とが協議して定める。

(3) 成果物について

納品後に成果物に瑕疵が発見された場合には、当該瑕疵が委託者の責に帰すべきものである場合を除き、受託者が無償で補修を行うものとする。

(4) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。